

横浜市情報公開・個人情報保護審査会第一部会 第281回会議議事録

日 時	平成28年1月14日（木） 午後2時00分～午後4時20分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	三辺部会長、橋本委員、勝山委員
欠席者	なし
開催形態	非公開
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 横浜市情報公開・個人情報保護審査会第一部会第280回会議議事録の承認</li> <li>2 情報公開制度運用状況及び諮問の報告</li> <li>3 存否応答拒否処分の報告</li> <li>4 第三部会からの報告</li> <li>5 行政文書の開示請求等に係る不服申立ての審議</li> </ol>
議事及び 決定事項	<p>開会にあたり、部会長が、会議の非公開を確認した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 横浜市情報公開・個人情報保護審査会第一部会第280回会議議事録の承認</li> <li>2 情報公開制度運用状況及び諮問の報告 事務局から運用状況及び諮問第1505号について報告した。</li> <li>3 存否応答拒否処分の報告 事務局から次の4件の存否応答拒否処分について報告した。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「(1) 5(3)(イ)特定教諭以外の「兼業の許可申請をしていないで予備自衛官として勤務した教職員」で実態把握を行った(ア)と同様な一切の文書。(2) 5(4)特定教諭から「申請書」が特定年月日に申請され、岡田教育長が即日営利企業等の従事許可通知書を特定校長宛てに出しているが、教育長は、「学校行事」や職員会議での検討資料等を検討勘案して許可申請について決裁したのか、決裁経過に関する一切の文書。判を押印し、部下に「尋ねる」「確認する」ことをした「メモ」「記録」があれば、該当する一切の文書。(3) 5(4)①特定教諭が「申請書」を提出するにあたって、特定中の業務に支障が出るのか？支障が出ないのか？について提出した服務規程11条に基づく校長の提出した関係資料の一切の文書。(4) 5(4)②特定教諭は、特定年度は、特定年月日に「申請書」を提出しているが、それ以前については、「申請書」を提出して予備自衛官として活動し、報酬を受領しているとすれば、地公法38条違反となると考えられるが、この間の市立小・中・校長学校等を調査した関係書類の一切の文書。(5) 5(4)③上記の文書の回答に掛かる関係書類の一切の文書。(6) 5(4)④特定教諭が特定中に転勤する前任学校に提出した「兼務承認通知書」」</li> <li>(2) 「5(3)(ア)特定教諭は、「予備自衛官」として勤務後、休暇などを取得した前任校を含む一切の文書。」</li> <li>(3) 「5(3)(ア)特定教諭は、「予備自衛官」として勤務後、休暇などを取</li> </ol> </li> </ol>

	<p>得した前任校を含む一切の文書。」</p> <p>(4) 「特定教諭が「申請書」を提出するにあたって、特定中の業務に支障が出るのか？出ないのかに？について提出した服務規程第11条に基づく校長の提出した関係資料の一切の文書。」</p> <p>4 第三部会からの報告 事務局から第三部会で決定した諮問第1465号に係る答申について報告した。</p> <p>5 行政文書の開示請求等に係る不服申立ての審議</p> <p>(1) 諮問第1457号（蓋然性を証明する文書）について ア 答申たたき台を検討した。 イ 次回、答申案を検討することとした。</p> <p>(2) 諮問第1458号から第1460号まで（市市情第393号の理由部分の抜粋ほか）について ア 答申たたき台を検討した。 イ 次回、答申案を検討することとした。</p> <p>(3) 諮問第1485号（入札から落札までの経緯がわかる資料）について ア 答申たたき台を検討した。 イ 次回、答申案を検討することとした。</p> <p>(4) 諮問第1489号（住民監査の疎明資料）について ア 答申の方向性を検討した。 イ 次回引き続き、答申の方向性を検討することとした。</p>
特記事項	次回：平成28年1月28日（木） 関内中央ビル5階特別会議室

本議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定した。

横浜市情報公開・個人情報保護審査会第一部会 部会長 三辺 夏雄